

寄附申込書

社会福祉法人 仙萩の杜

理事長 松木 知徳 様

金額 _____ 円

上記の金額の寄附を申し込みます。

ただし、この寄附金は

1. 法人の行う社会福祉事業のために使用してください。
2. 法人の施設整備のために使用してください。
3. 下記の目的で使用してください。
(_____)
4. 法人に一任します。

令和 年 月 日

ご住所 (所在地)	〒 _____
氏名	_____

法人記入欄

承認印 理事長 (印) 事務長 (印) 担当者 (印) 経過・対応 (印)

受付日付 年 月 日
(領収書 No. _____)

当法人は、時代が求める主に障がい福祉を中心に社会福祉事業をおこなっております。

開かれた障がい者福祉を地域社会とともに必要とされる事業を通じて「共に歩む福祉」をおこなっております。

当法人の取り組みをさらに発展させ、その成果を地域社会に向けて発信、障がいのある人もない人も多くの方々の幸せのために

役立ててまいります。皆様のご支援を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

ご寄附について

寄附とは、当法人における福祉事業等に対して、企業や個人の皆様から財政的にご支援いただくものです。

ご寄附は、以下のような事業に活用されます

- ・当法人がおこなう社会福祉事業の推進
- ・施設・設備の充実
- ・社会貢献活動

ご寄附の申し込みについて

- ・標準的な手順は以下のとおりです。
- ・ご寄附の申し込みをしていただきます。「寄附申込書」
- ・「受入決定通知書」を送付させていただきます。
- ・納入

*ご寄附の内容により、寄附金であれば振込方法、銀行振込・郵便振込、現金書留物品等のご寄附の場合は事前にご相談させていただきます。

- ・領収書の発行（領収書の発行日付は、入金された日付）

税制上の優遇措置

当法人は特定寄附法人の指定を受けております。寄附金の税額控除が受けられる法人です。

個人からのご寄附金

- ・所得税の優遇措置

個人が支出した寄附金について、確定申告により下記(1)または(2)所得税の優遇措置が受けられます。

(1) 税額控除

[寄附金額(※1) - 2,000円] × 40% = 所得税控除対象額(※2)

※1 控除対象寄附金は、総所得金額等の40%までとなります。

※2 控除対象税額は、所得税額の25%までとなります。

所得税額から直接控除されるので、ご寄附でも減税効果は大きい。

(2) 所得控除

[寄附金額(※1) - 2,000円] = 所得控除対象額

※1 控除対象寄附金は、総所得金額等の40%までとなります。

所得金額に対する寄附金の割合が大きい場合、減税効果が大きくなります。

住民税の優遇措置

(1) 県民税

宮城県内に在住する個人の方は県住民税の寄附金「税額控除」の適用が受けられます。

(寄附金額 - 2,000円) × 4% = 税額控除額

(宮城県以外の都道府県については、ご確認願います。)

(2) 市町村民税

市町村民税についても次の市町村は寄附金「税額控除」の適用が受けられます。

(寄附金額 - 2,000円) × 6% = 税額控除額

(控除対象として指定されているかについては、お住いの市町村にご確認願います)

注) 県民税・市町村民税とも寄附金が総所得金額等の30%を超えるときは、総所得金額等の30%まで

法人からのご寄附金

・法人税の優遇措置

会社など法人からの寄附金については、「特定公益増進法人に対する寄附金」で損金算入額が可能です。

◎関連ページ: 国税庁HP (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5283.htm>)

この優遇措置を受けるには当法人が発行する寄附の証明書が必要となります。ご入金確認後にご送付いたします。控除等を受けるために必要となりますので、大切に保管してください。

この記事に関するお問い合わせ

住所: 〒983-0035 宮城県仙台市宮城野区日の出町1-5-30

TEL: 022-783-3250 / FAX: 022-783-3251

E-Mail: sensu-peer@tiara.ocn.ne.jp

1 寄附した法人は、確定申告によって次の限度内で法人税法上損金算入ができます。

(1)一般損金算入限度額(法人税第37条1項該当)

$$\left[\begin{array}{l} \text{期末資本金等} \times \frac{2.5}{1000} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \\ + (\text{所得金額} + \text{損金経理の寄附金額}) \times \frac{2.5}{100} \end{array} \right] \times \frac{1}{2}$$

上記の一般損金算入限度額は社会福祉事業を含めあらゆる寄附金について損金算入が認められている限度額です。

(2)社会福祉法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額(法人税第37条第4項該当)

$$\left[\begin{array}{l} \text{期末資本金等} \times \frac{2.5}{1000} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \\ + (\text{所得金額} + \text{損金経理の寄附金額}) \times \frac{5.0}{100} \end{array} \right] \times \frac{1}{2}$$

社会福祉法人、学校法人及び独立行政法人等にたいする寄附金は、その合計額について、上記(1)の一般損金算入限度額のほかに、別枠で損金算入することができます。この場合には確定申告書に法人税37条第4項の規定による損金算入を行った旨を記載した法人税法施行規則別表14(2)の「寄附金の損金算入に関する明細書」(用紙は税務署にあります)を添付してください。
(20.4.1適用)

(3)上記(1)と(2)の限度額は併用することができます。したがって、仮に資本金3,000万円、法人所得2,000万円の企業が寄附を行う場合、一般寄附として損金算入限度額は28万7千5百円、社会福祉法人に対する寄附金の損金最低限度額は別枠損金算入額53万7千5百円を加え、82万5千円になります。

なお、法人は会計経理において必ず損金経理を実施して下さい。